

区内企業におけるWLBの取り組み

企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みは①優秀な人材確保②業績・生産性の向上③企業イメージの向上等、最近の厳しい経済状況下においては、もはや避けては通れない重要な課題です。平成19年に「くるみん」を取得した(株)IHIの本社人事グループ丸山裕弘さんにお話を伺いました。



個々の能力が発揮できるよう人事・社内制度を綿密に見直す必要性を話す人事部の丸山裕弘さん(左)と加島知弘さん(右)

株式会社IHIでは、社内における女性の比率がここ数年上がり始め、平成20年4月の大卒新入社員でみると、全233名のうち34名(14・6%)が女性となっています。

以前は造船業というと「男性の職場」というイメージがありますが、もうそのような時代ではありません。やはり、性別にとらわれず人材登用を行っていくことが重要であると感じています。そのためには、社員の仕事と子育ての両立を支援する社内制度の整備が

男性の育児参加も後押し

平成19年7月、次世代育成支援対策推進法の認定マーク「くるみん」を取得しました。平成20年4月には、社内制度の大幅な新設・改訂を行

た。平成20年3月、「江東区の将来人口の推計についての報告書」によると、区の人口は平成14年以後、毎年1万人前後増え、平成20年3月には45万人を超える見込みです。

また、区内の外国人の割合は1月1日現在登録者数で1万8千人強と、全体の4%を

多様性の視点から

以前は造船業というと「男性の職場」というイメージがありますが、もうそのような時代ではありません。やはり、性別にとらわれず人材登用を行っていくことが重要であると感じています。そのためには、社員の仕事と子育ての両立を支援する社内制度の整備が



社員の両立支援に取り組む



地域とのつながりを大切にしています。昨年10月、豊洲フェスタに参加。会社の事業内容を説明しました。

は、女性の両立支援体制の充実はもちろん、男性の積極的な育児参加を促すことにも主眼を置きました。例えば、小学校入学者のこどもを持つ社員(男女とも)を対象とする「チャイルドケア休暇」。この制度は、こどもに関する要件であれば自由に取得できる有給休暇で、社員からもたいへん好評です。

今年度の採用活動では、新たな取り組みとして、韓国まで系まで幅広い職種で採用担当が向き、一定の成果を上げることができました。

ほかにも、保育所の入所待機等の場合に、満3才まで男女ともに取得できる育児休業制度や、育児のための短時間勤務制度など、仕事と子育て

人材育成を積極的に実施していきます。

IHIにおけるおもな育児等に関する制度(抜粋)

制度名称	対象	制度概要
育児休業	①満1歳の4月末まで(女性・男性)	①子の出産から生後満1年到達後の4月末までの間で申し出た期間。 【無給】
	②満3歳まで(女性・男性)	②保育所入所待機などの条件に合致した場合など。(入所待機の場合、入所から1か月が経過するまで延長可) 【無給】
チャイルドケア休暇	・小学校入学まで(女性・男性)	・子の育児・看護をするときに休暇を取得できる。(子1人につき通算20日までとし、出生時に付与される) 【有給】
育児のための短時間勤務	・小学校卒業まで ・育児休業の要件を満たす者(女性・男性)	・月あたり3時間×月間所定労働日数までの勤務時間短縮措置を行う。

人間は男女の違いだけでなく、人種や年齢、性格、価値観、宗教など、一人ひとり異なる個性を持っています。こうしたさまざまな違いを個性として受け入れ、その能力を発揮できる環境づくりが必要とされており、企業では多様な従業員の就業意欲向上に通じるWLB実現の取り組みが重要になっています。

多様性の理解が地域活性化の鍵

占めるようになっています。

このような急激な人口増加の中、区民がお互いの多様性を理解することが、地域活性化の鍵となります。

多様性、WLBが企業活性化の鍵

平成20年3月、「江東区の将来人口の推計についての報告書」によると、区の人口は平成14年以後、毎年1万人前後増え、平成20年3月には45万人を超える、平成32年には58万人に達する見込みです。

企業もまた厳しい経済状況の中、新しいアイデアの創出や、環境変化に即した企業経営の原動力となる多様な人材の活用が求められています。

短時間勤務、在宅勤務の制度改善等による柔軟な働き方の促進、長時間労働の是正などの職場環境の整備に取り組んでいます。

Aさんは結婚3年目、1歳2ヶ月の娘がいる専業主婦。夫は、外では人当たりがよい優しいサラリーマンで通つていました。

そんな時、Aさんは新聞のDV記事を見つけ、チェックシートで自己診断、ほとんど項目に当てはまっています。また、夫が少しでも声を荒げるところもが泣き出し、

相談では、Aさんの身に危険が迫った時の対処の仕方、Aさんが利用できる制度を一緒に検討。Aさんは夫に変わつてほしいという気持ち、

相談では、Aさんの身に危険が迫った時の対処の仕方、Aさんが利用できる制度を一緒に検討。Aさんは夫に変わつてほしいという気持ち、V相談を利用しながら検討することしました。

Aさんは、夫が鋭い視線を感じて相談。夫がAさんにしていることは殴らなくても、DVであり、自分がおかしい言葉になり、私がおかしいせん。Aさんはいつも緊張するようになり、私がおかしいのかもと自分の気持ちや意見を言うことを控えるようになつてしましました。

*相談中、1歳以上の未就学児対象の一時保育がご利用いただけます。要事前予約。

それにより夫の怒りはさらにエスカレート。こどもへの影響が心配になりました。

相談してDVと認識

今回の相談ポイント